

## 男女共同参画推進委員制度の運用状況

平成18年4月から、市が行う男女共同参画施策や措置等についての苦情や性による人権侵害の救済の申出ができるようになりましたが、運用状況は次のとおりです。

### 平成18年度筑紫野市男女共同参画推進委員の処理状況について

市の施策に対する苦情      3件

	申立の種類	申出の内容(概要)	処理の種類	処理の内容(概要)
1	市の施策に対する苦情	男女共同参画推進課において、今後も引き続き職員を十分確保し、施策の充実を図ってほしい	意見表明 (第40条)	筑紫野市男女共同参画推進条例は平成18年4月に施行され、今後の施策の充実発展が期待される所であり、円滑かつ速やかに行えるようにするため、必要な体制の確保や財政上の措置など、これまでも増して積極的な措置をとられるよう、期待をこめて意見を表明した。
2	市の施策に対する苦情	市長選に伴う「選挙だより」の投票方法の例に、候補者が3名とも男性になっているが、男女共同参画を推進するつもりならば、女性の名前を入れるべきである 今後広報するに当たっては、男女の差別的取扱をしないよう、責任者の意識を喚起し、教育してもらいたい。	調査の中止 (第37条 第1項)	担当事務局に調査を行った結果、男女共同参画の観点欠缺していたことを反省し、今後、事務局として男女共同参画推進を尊重して、広報に当たりたいとの意見が表明されたので、是正勧告等の措置をする必要はないと判断し、調査を中止終了した。 一方、男女共同参画推進課に対して、今回の苦情等申出の調査結果を市の各部署に周知させ、市職員が男女共同参画推進の精神を意識して職務に当たるような方策をとるよう要請した。

3	市の施策に対する苦情	自主サークルや、生涯学習センターで行われているさまざまな講座の参加者が軽い負担で託児できる制度を作ってほしい。	調査の中止 (第37条 第1項)	<p>担当課に対する調査を行った結果、申出人の自主サークルはボランティアバンクの利用はできないと言われたとの理解については、利用対象に含まれることを確認した。また、調査の中で、担当課に対しては、ボランティアバンクの利用基準の明確化、及び託児ボランティア登録者数を増加させるよう啓発広報等を行うことを要望した。</p> <p>ただ、多種多様なサークル活動や利用申し込みに対して、どこまで市の政策として取り組むのかという点については、十分な議論、市民の認識の一致等が必要になる問題であり、現状ではそのような議論が尽くされているとは評価できないので、当該申出については、男女共同参画推進委員の対応の中で解決することは相当ではないと判断し、調査を中止して終了した。</p>
---	------------	---	------------------------	--